



発行  
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………  
……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
  - 介護老人福祉施設の指定……………  
……………（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）…
  - 介護老人福祉施設の辞退……………（同）…
  - 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………  
……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…
- 公 告
- 土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧……………（都市整備局市街地整備部管理課）…

告示

●東京都告示第千十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

渋谷区渋谷四丁目二十番一、二十二 令和三年七月十番一、同番四の一部、同番六及び百 四日  
三番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁

第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

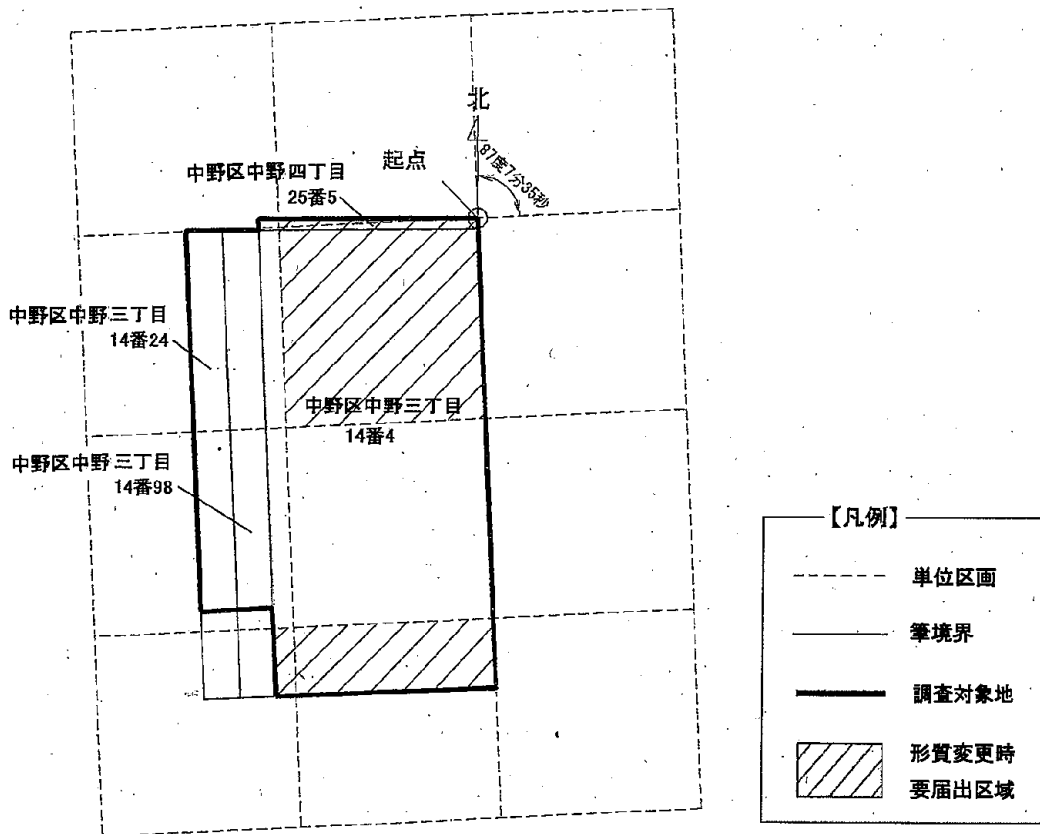
令和三年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中野区中野三丁目及び中野四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【起点】

起点は、中野区中野四丁目 25 番 5 の最北端とする。

【格子の回転角度 (87 度 7 分 35 秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号及び第八十六条第一項の規定により介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十五条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護福祉施設サービス

| 開設者の名称             | 施設の名称                   | 施設の所在地             | 指定年月日     |
|--------------------|-------------------------|--------------------|-----------|
| 社会福祉法人 三養福祉会       | 特別養護老人ホーム プライムガーデンズ 高円寺 | 杉並区高円寺 南五丁目三十番七号   | 令和二年十一月一日 |
| 社会福祉法人 正吉福祉会       | 介護老人福祉施設きたざわ苑           | 世田谷区北沢 五丁目二十四番十八号  | 令和三年四月一日  |
| 社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団 | 特別養護老人ホーム 芦花ホーム         | 世田谷区粕谷 二丁目二十三番一号   | 同日        |
| 社会福祉法人 光塩会         | 特別養護老人ホーム 花ざかり          | 足立区中央本町二丁目二十四番十一号  | 同日        |
| 社会福祉法人 江戸川豊生会      | 第三みどりの郷                 | 江戸川区東小松川一丁目十三番二号   | 同日        |
| 社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団 | 特別養護老人ホーム 上北沢ホーム        | 世田谷区上北沢 一丁目二十八番十七号 | 同日        |
| 社会福祉法人 徳心会         | こぶしえん                   | 目黒区下目黒 六丁目十八番      | 同日        |

二号  
 社会福祉法人 ザ番号ハウス 千代田区二番 同日  
 平成会 町七番地六

●東京都告示第千十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により指定した介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第九十三条第二号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十五条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護福祉施設サービス

| 事業者の名称       | 施設の名称                  | 施設の所在地                 | 辞退年月日      |
|--------------|------------------------|------------------------|------------|
| 世田谷区         | 世田谷区立特別養護老人ホームきたざわ苑    | 世田谷区北沢五丁目二十四番十八号       | 令和三年三月三十一日 |
| 世田谷区         | 世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム    | 世田谷区粕谷二丁目二十三番一号        | 同日         |
| 世田谷区         | 世田谷区立特別養護老人ホーム上北沢八番十七号 | 世田谷区上北沢一丁目二十番一         | 同日         |
| 社会福祉法人 清快福祉会 | 清快園                    | 西多摩郡日の出町大字平井字谷戸三千六十二番地 | 同日         |

●東京都告示第千十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の二十四第四項の規定に基づき届出があったので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止:

| 申請者の名称               | 事業所の名称                  | 事業所の所在地                        | 廃止年月日     |
|----------------------|-------------------------|--------------------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人サポートクラブあすなろ | あすなろの家                  | 小平市小川西町5-13-16                 | 令和3年1月1日  |
| 株式会社ささえ              | 児童発達支援・放課後等デイサービス ささえ   | 武蔵野市吉祥寺本町1-35-14 ユニアス七井ビルD-1号室 | 令和3年2月28日 |
| 社会福祉法人あかねの会          | 発達支援室あかねっこ 北千住教室 サポートワン | 足立区千住旭町7-25                    | 令和3年3月31日 |
| 特定非営利活動法人サポートブレイス    | わくわくブレイス                | 羽村市富士見平1-3-1 エムマンション101        | 同日        |
| 株式会社キッズコーポレーション      | 放課後等デイサービス らぶあ西東京       | 西東京市山無町7-2-14 レフィナード103号室      | 同日        |
| 一般社団法人いんくるばれっと       | こどもでいさびすにじいろ            | 日野市万願寺2-37-12                  | 同日        |
| メデイホーム株式会社           | きずな                     | 清瀬市下清戸2-518-2                  | 令和3年4月30日 |
| 株式会社Kaien            | TEENS新宿                 | 新宿区西新宿6-2-3 新宿アイランドアネックス207    | 令和3年5月31日 |
| 株式会社Kaien            | TEENS三鷹                 | 三鷹市下連雀3-42-10 イニシア三鷹下連雀2階      | 同日        |
| 株式会社Kaien            | TEENS吉祥寺                | 武蔵野市吉祥寺本町2-25-12 サンタフェ1階C      | 同日        |

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止:

| 申請者の名称          | 事業所の名称                  | 事業所の所在地                    | 廃止年月日     |
|-----------------|-------------------------|----------------------------|-----------|
| 一般社団法人ふれあいの郷    | 放課後等デイサービスどりーむ          | 武蔵村山市二ツ藤2-27-4             | 令和3年1月31日 |
| 社会福祉法人地球郷       | ジャックと豆の樹デイサービスセンター星     | 豊島区南長崎6-34-7 風の樹ビル1階       | 令和3年3月31日 |
| 社会福祉法人あかねの会     | 発達支援室あかねっこ 北千住教室 サポートワン | 足立区千住旭町7-25                | 同日        |
| 株式会社代々木学園       | よよこへクラブ                 | 渋谷区千駄ヶ谷5-8-2               | 同日        |
| 社会福祉法人しおん保育園    | しおん学園                   | 東久留米市下里7-8-20              | 同日        |
| 株式会社キッズコーポレーション | 放課後等デイサービス らぶあ山無        | 西東京市向台町1-16-20 ふじマンション2階B号 | 同日        |
| 株式会社キッズコーポレーション | 放課後等デイサービス らぶあ西東京       | 西東京市山無町7-2-14 レフィナード103号室  | 同日        |
| 有限会社アイ・ファクトリー   | ハッピーテラス調布教室             | 調布市国領町1-9-3 小谷山ビル1階        | 令和3年4月30日 |
| 株式会社さくらそう       | さくらそうキッズ                | 中野区沼袋1-2-7                 | 令和3年6月30日 |
| 合同会社ソエル         | 放課後等デイサービス ぼっぼ          | 東大和市南郷2-110-7              | 同日        |

発行  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一〇一〇一(代)

郵便番号  
163-8001

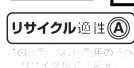
定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



公 告

土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選  
挙人名簿の縦覧について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十  
八条第一項の規定による東京都市計画事業新宿駅直近地区  
土地区画整理審議会委員の選挙期日を、土地区画整理法施  
行令(昭和三十年政令第四十七号)第十九条の規定により、  
令和三年十一月七日と定めた。

なお、この選挙について同令第二十条の規定により作成  
する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧期間 令和三年九月八日から同月二十一日まで  
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する  
法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に  
規定する休日を含む。)

二 縦覧場所 中野区中野一丁目二番五号  
東京都第二市街地整備事務所

三 縦覧時間 午前九時から午後五時まで